

令和3年7月6日

報道各位

商工観光・ふるさと創生課

新型コロナウイルス感染症対策に係る 店舗整備の支援補助について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、市民や観光客が市内の店舗を安心して利用することができる環境整備に万全を期し、市内店舗への誘導と地域経済の活性化を促すべく、市内の店舗の「個室化」に係る工事に要する費用を補助します。

1. 事業名

新型コロナウイルス感染症対策店舗整備強化支援補助金

2. 補助対象

下記のいずれも満たしているもの

- ①市内に住民登録があり市内を営業拠点とする個人、または市内に本店を有する法人
- ②物品の販売、飲食又は生活関連サービスの提供等を行い、かつ不特定多数の市民が利用する事業を営んでいるもの

3. 補助要件

- ・新型コロナウイルス感染症予防を目的とする改修工事であること
- ・客の利用スペースの四方を囲う「個室化」にかかる工事であること
- ・施設と一体化した個室であること

4. 補助対象経費・補助金額

新型コロナウイルス感染症の予防を目的として実施する改修工事のうち、不特定多数との接触機会の低減に要する費用

補助対象経費の2/3以内（上限400千円） ※予算（8,000千円）の範囲内

5. 申請期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

6. 申請方法

「新型コロナウイルス感染症対策店舗整備強化支援補助金交付申請書」に添付書類を添えて、商工観光・ふるさと創生課に提出

【添付書類】 ①改修工事の概要が分かる資料 ②見積書 ③現況が分かる写真

※各種様式は、商工観光・ふるさと創生課に設置しています。

市HPからダウンロードもできます

問い合わせ先

商工観光・ふるさと創生課

担当 秦

Tel88-8105 Fax88-1119

E-Mail syoukou@city.katsuyama.lg.jp

対象経費（事例）について

No	内 容
1	出入口・壁等の設置による客席の個室化
2	ビニールカーテン・飛沫防止シート・簡易間仕切りシートの設置による客席の個室化
3	アクリルパーテーションの整備 ※固定設置されたものに限る
【1～3に伴う場合】	
4	窓設置工事 ※その場合は、網戸設置も認める
5	換気扇設置工事

※いずれの場合も四方を完全に囲う「個室化」であることを条件とする。

対象外経費（事例）について

No	内 容
1	補助対象設備の修繕
2	備品の整備 ※福井県の補助事業を推奨すること 自立型のアクリルパーテーション 自立型のつい立、仕切りなど エアコン 自動手指消毒器 次亜塩素酸関連機器 小型オゾン除菌器 加湿器 空気清浄機 扇風機 サーキュレーター CO2測定機器 予約受付用機器 整理券発券機 非対人型注文システム機器 キャッシュレス関連機器 自動精算機（セルフレジ） 感染防止対策に係る誘導サイン（順番待ち位置印ステッカー） など
3	各種消耗品の整備